

令和 2 年度第 4 回

南国市農業委員会議事録

令和 2 年 7 月 8 日 (水)

令和2年度第4回農業委員会議事録

日 時 令和2年7月8日（水） 午後1時30分～午後2時10分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（3）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（5）使用貸借の合意解約通知の件

（6）非農地証明願いの件

（7）農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願いの件

出席者（農業委員 13名）

会長 武市 憲雄

第一副会長 高芝 澄生

第二副会長 中村 和雅

3 番 田岡 崇

4 番 山本 桂

5 番 今井 まち

6 番 北村 一弘

11 番 末政 隆一

12 番 平田 修三

13 番 濱田 好典

14 番 鈴木 郁馬

15 番 濱田 章孝

17 番 松岡 清

19 番 植野 永子

欠席者（農業委員 6名）

2 番 池 正人

5 番 今井 まち

7 番 西井 一成

10 番 武市 忠雄

16 番 垣内 育男

18 番 森尾 晴代

出席者（農地利用最適化推進委員 4名）

1 番 西本 良平

2 番 岩原 英幸

5 番 金田 善充

6 番 門田 理博

欠席者（農地利用最適化推進委員 13名）

3 番 門田 俊一

4 番 寛 和幸

7 番 利岡 邦彦

8 番 西岡 祐三

9 番 山本 修平

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

12 番 杉本 和繁

13 番 武内 俊暁

14 番 浜田 勉

15 番 岡田 廣志

16 番 橋詰 昌明

17 番 井上 丈夫

※下線の委員は、新型コロナウイルス感染防止対策のため非招集。

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 査 五十嵐 裕一

議事録署名委員

3 番 田岡 崇

4 番 山本 桂

会長	それでは第4回定例総会を始めます。色々ありましたが、今回は推進委員と農業委員と でいうことでご案内しましたところ出席いただきありがとうございます。コロナの関係で こんなことになっておりますが、今も事務局のほうで副会長、局長らと話して、もうよく ないかという声も出ておりますが、来月もまたこのような形でやって9月からはその状況 によって全員出席ということになるかもしれませんがご了承願いたいと思います。それで は本日の欠席届ですが、推進委員の3番門田委員と4番の笥委員から連絡を受けておりま す。すみません、面井委員からも連絡を受けております。それでは本日の議事録署名人で すが、3番の田岡委員と4番の山本委員よろしく願いいたします。今月の現地確認です が、7月21日、火曜日13時から行いたいと思います。農業委員では17番の松岡委員 と19番の植野委員、それと推進委員は9番の山本委員になっております。今日は来てお りませんが、よろしくお願いします。本日の議案につきましては、農地法第3条の規定に よる許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画 の件になっております。ご審議をお願いしたいと思います。それでは早速ですが、議案に 入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり 受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願いま す。令和2年7月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数7件、申請受 理面積、田 12,235.30 m²、畑 185 m²、計 12,420.30 m²。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページ をご覧ください。受付番号16号です。申請地は陣山の田、6筆で計4,308.30 m²。売買に よる所有権移転で、借入地を所得するものです。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法 人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、まずその要件を確認します。本日 配付しています当日配付資料で説明いたします。こちらの3ページをご覧ください。要件 としては4つあります。まず、1の法人形態要件ですが、譲受人である法人は株式会社で あり要件を満たしています。次に、2の事業要件です。主たる事業が農業で、売上の過半 が農業関連でないと要件が満たされませんが、この法人の売上はニラとオクラの生産販売 のみのため、すべて農業関連ということになり要件を満たしています。次に、3の議決権 要件です。農業関係者が総議決権の過半を占めていないと要件が満たされませんが、譲受 人である法人は、議決権を持つ株主3人の内2人が農業の常時従事者で、かつその2人で 総議決権の過半になるため、要件を満たしています。最後に4の役員要件です。①の役員 というのは株式会社では取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している 構成員、つまり株主でないと要件を満たさないことになりますが、取締役3人の内2人は 農業に常時従事する株主であるため、要件を満たしています。また、②については、役員 である取締役の内1人は農作業に年間60日以上従事していないと要件を満たさないこと

になりますが、これについても取締役2人が60日以上農作業に従事しているため、要件を満たしています。このように、譲受人は4つの要件をすべて満たしている法人のため、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。農地所有適格法人の要件についての説明は以上です。次に譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしていますが、経営農地の耕作状況について説明いたします。経営面積は19,823.30㎡で、その内今回の借入れしている申請地を除くと、香南市に約7,000㎡と香美市に約8,500㎡の経営農地があり、各農業委員会に耕作状況を確認したところ、香南市では約3,700㎡作付けされていない管理地があり、また香美市でも約6,000㎡が作付けされていない保全管理されている農地であるとの回答がありました。そのため、現地確認時には、全部を耕作してから取得するべきではないか、全部を効率的に耕作するものとして認めてよいのか、という意見がありました。その後、譲受人に現在の状況と今後の耕作計画について確認したところ、次のような回答がありました。香南市の農地については、今年の2月に取得し、現在ハウスを建築中であり、残りの農地についても、県の補助を受けてハウスを建築する計画をしており、現在申請書類の作成中であるとのことです。また、香美市の農地については、ニラ栽培のためハウスを借りていますが、その所有者から耕作していない田があるので、一緒に借りてもらえないかとの強い要望があり、昨年8月に借入れをしました。その土地は何年も耕作がされておらず、雑草雑木が繁茂している状況でしたので、それらを取り除き、現在は耕起した状態になっています。しかし、長年耕作されていなかった土地のため、今年は土づくりをして来年の春にニラ、オクラやとうもろこし等の作付けできるように準備を進めていくとのことで、香南市、香美市ともに現在管理地となっている土地については、すべて今度の耕作のための準備中であるとのことです。以上のような回答が譲受人からありましたので、再度、各農業委員会に確認をしたところ、香南市農業委員会からは、現在ハウスが建築中であり、建築されていない所についても、一部ハウスの資材が置かれており、草の管理もきちんとされているとのことでした。また、香美市農業委員会からは、譲受人が借入した農地は、昨年までは耕作放棄地となっていたが、現在はきれいに草も刈られ耕起もされているとのことでした。なお、農地法関係事務にかかる処理基準の中で、今後の耕作に向けて、草刈り耕起等をして耕作できる状態に保つ行為が行われていれば、すべてを効率的に利用して栽培を行っていると認められるとなっております。譲受人の耕作状況については以上です。最後に、申請地については取得後もこれまで同様にハウスでニラ、オクラを作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。16号については以上です。

受付番号17号です。譲受人は53歳。申請地は里改田、田、543㎡。売買による所有

権移転で、自宅から近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は8年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、ネギなどの野菜を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。17号については以上です。

受付番号18号です。譲受人は52歳。申請地は岡豊町常通寺島の田、5筆で計1,294㎡。売買による所有権移転で、自宅に隣接した農地で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に果樹と野菜を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。18号については以上です。

次に19号と20号については、譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は45歳。申請地は上野田の田で、19号が896㎡、20号が2筆で計2,226㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地についてはすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は7年です。農作業には本人と夫が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。19号と20号については以上です。

受付番号21号です。譲受人は68歳。申請地は前浜の田畑、4筆で計792㎡。売買による所有権移転で、申請地は自作地に隣接しているため取得し、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地については全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、田ではこれまで同様に水稻を作り、畑ではほうれん草を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。21号については以上です。

受付番号22号です。譲受人は61歳。申請地は前浜の田、5筆で計2,361㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターを保有していますが、それ以外は借りているとのことです。農作業歴は20年で、農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻とカボチャを作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはな

	いということです。以上16号から22号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年7月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田583㎡、畑0、計583㎡。事務局説明をお願いします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。議案書は5ページ、受付番号13号、別紙は1ページです。申請地は岡豊町中島の田、330㎡。所有権移転による自己用住宅への転用です。譲受人の現在の住居が、高知広域都市計画道路南国駅前線の起業地となり、南国市に引き渡すため、その代替地となる申請地に住宅を移転する目的です。このため、土地取得費は移転料、補償金で充てられることとなりますので、南国市より譲渡人に支払いが行われます。つぎに申請地の農地区分は10ha超の集団農地内にある第1種農地ですが、転用目的および周囲集落と接続しているため立地基準を満たします。つづいて別紙裏面の2ページをご覧ください。申請地の敷地内は現況高のまま整地を行い、図のとおり配置します。排水について、汚水は浄化槽経由、雨水は集水樹で集め、それらを西側の水路に放流する計画で、南国市から排水同意を得ています。また排水管設置に係る占用許可も取得済みです。周辺営農への影響につきましては、隣接農地はすべて同意を取得、周辺農地への悪影響なしと現地確認で判断しました。他法令は、開発許可見込みを確認しています。本件は以上です。 つづいての受付番号14号と15号は関連案件になりますので、まとめて説明をします。別紙位置図は別紙3ページ、当日配布しておりますA3資料は1ページをご覧ください。まず、本件の転用申請に至りました経緯から説明します。まず、本件の15号。この申請地は1ページの航空写真で見ますと緑色の部分になります。この部分に分家住宅を建築することが一番の目的なのですが、それに当たって関係課で協議したところ、その北側にあります本家にあたる住宅ですが、こちらの赤色の部分と緑色の北側に隣接する部分ですが、この部分が違反転用状態と判明したことで、この本家を合法化しなければ目的的分家住宅が許可となりません。ですので、まず申請14号の赤色のところ、違反転用部分を

	合法化したのち緑色の１５号の許可を行うことになります。また、１４号の申請では一部進入路に転用する部分がございますが、これは開発許可上、それぞれの住宅敷地が南側の市道に幅員２ｍ以上で接しなければならず、現在の進入路幅員は３ｍのため、赤色の部分１ｍを拡幅し、２ｍずつを敷地とします。よって、最終的なそれぞれの敷地範囲は２ページの航空写真をご覧ください。最終的な敷地としましては黄色が本家の宅地の敷地、紫が分家の敷地、このようになります。それでは議案の詳細を説明します。受付番号１４号は東崎の田、４筆で計１０３㎡、使用貸借権設定による既存宅地の拡張。１５号は東崎の田、１５０㎡。使用貸借権設定による分家住宅への転用です。農地区分はいずれも集団農地内にある第１種農地ですが、１４号は既存宅地の１．５倍までの拡張のため立地基準を満たします。そして１５号はその目的および周囲集落と接続しているため立地基準を満たします。土地利用計画は別紙位置図の５ページになります。配置は図のとおりとなります。つづきまして次のページ、６ページに排水計画図を載せております。両案件ともに汚水は浄化槽を経由、雨水は集水桝で集め、それらを本家の敷地北側にある水路に放流する計画で、南国市から排水同意を得ています。周辺営農への影響については、隣接農地はすべて同意を取得、その他周辺農地に悪影響なしと現地確認で判断をしました。最後に他法令につきましては、１４号の開発許可は申請中で、許可見込みを確認しています。その本家の開発許可後は、進入路部分を造成、そして完了検査を受けたのちに１５号の開発許可申請を行う流れです。このため、その間、１５号の転用申請は高知県で保留ということになります。説明は以上です。
会長	はい、事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第３号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和２年７月８日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。その前に議事参与の制限で、先に審議を願います。受付番号８６号、高芝副会長の退室をお願いします。 (高芝副会長 退室)
会長 藤田次長	はい。 議案第３号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。先に

	11ページの86号です。借人は69歳。申請地は植田の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。以上、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。これについて質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝副会長 入室)
会長 藤田次長	それでは、あとの案件について事務局説明をお願いします。 7ページからは農地中間管理事業になりますので、当日配付資料も併せてご覧ください。受付番号73号です。資料は4ページになります。申請地は田村の田で、3年の使用賃借権を設定するものです。 つぎに74号です。資料は5ページになります。申請地は田村の田で、5年の使用賃借権を設定するものです。 75号です。申請地は田村の田で、5年の使用賃借権を設定するものです。 76号です。資料は6ページになります。申請地は西山の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 つづいて77号です。資料は7ページになります。申請地は陣山と三畠の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 78号です。申請地は陣山の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 79号です。申請地は陣山の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 80号です。資料は8ページになります。申請地は廿枝の田で、10年の使用賃借権を更新するものです。以上が農地中間管理事業になります。 次に10ページの81号です。借人は60歳。申請地は立田の田で、3年の賃借権を設定して、キャベツやブロッコリーなどを作るというものです。賃料は、総額40,000円を現金で支払うというものです。 次に82号と83号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は43歳。申請地はいずれも稲生の田で、5年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、82号が4筆で米90kgを、83号は5筆で米120kgをそれぞれ物納するものです。 次に84号と85号も借人が同じため、まとめて説明します。借人は74歳。申請地は稲生の田で、それぞれ3年と5年の賃借権を更新してを水稻作るというものです。賃料

	は、84号は10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払い、85号は10aあたり米30kgを物納するというものです。 87号です。借人は70歳。申請地は里改田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米30kgを物納するのです。 88号です。借人は46歳。申請地は十市の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するものです。 89号です。借人は71歳。申請地は領石の田で、5年の使用賃借権を設定して野菜を作るというものです。以上、73号から89号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、承認いたします。以上をもちまして議案すべて終わりにして、議案外は資料に載せておりますので、お目通しを願いたいと思います。
協議事項	
(1) 非農地証明願いに係る協議	
(午後2時10分閉会)	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2 月 8 日

会 長 田 岡 崇

議事録署名委員 山 本 桂

議事録署名委員 田 岡 崇

